

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外販路拡大支援) 実施要領

令和7年3月28日 決裁

(通則)

第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、海外販路拡大支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

2 交付要綱別表1「海外販路拡大支援」の項の補助事業の内容における「県産品等の販売促進又は輸出拡大に資する取組」とは、原則として取扱品目のうち県産品が過半数超の海外におけるイベント等とする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、原則、当該会計年度の4月1日から1月末日までとする。

ただし、実施期間外で行うことが、更なる輸出拡大等につながるものと認められる場合は、この限りでない。

なお、第4条(1)で定める海外渡航にかかる渡航費のみの活用については、2月末日までとする。

(補助対象経費)

第4条 交付要綱別表1「海外販路拡大支援」の項の補助対象経費の欄に規定する経費は、次に掲げるものとする。

(1) 渡航費

ア 航空運賃

イ 燃油サーチャージ

ウ 航空保険特別料金

エ 空港税

オ 宿泊料

カ 航空券または宿泊に係る手配手数料

キ 通常の航空運賃に含まれるべき座席指定料金及び手荷物受託手数料、保険料金
(LCC を活用した場合)

(2) 出展費

ア 場所代

イ 会場設営費

ウ 装飾費（汎用性がなく、当該イベント以外での使用が想定されないもの）

エ 什器等のリース料

(3) 広告宣伝費

ア ポスター・パンフ、チラシ、リーフレット制作費

イ テレビ、ラジオ等放送メディアやバナー広告、新聞等紙媒体掲載料

ウ 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ制作費

エ ソーシャルネットワーキングサービスを活用したオンライン広告費（税抜400,000円の2分の1以内を補助上限とする。）

(4) 人件費

ア 商談会、見本市等への出展に係る通訳

イ 商談会、見本市等への出展に係る販売促進員

2 交付要綱別表一海外販路拡大支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。

(1) 渡航に係る経費

ア 沖縄県内離島を拠点とする事業者が、沖縄本島を經由して海外渡航する際における、次に掲げる経費

(ア) 本島と離島間の航空賃または船舶運賃の2分の1以内を上限とする

(イ) 乗継時間の関係等やむを得ない事情で必要となる国内宿泊料（一泊あたり4,900円を補助上限とする。ただし、実費の2分の1の額が4,900円より低い場合は、実費の2分の1以内とする。）

イ 日本本土又は海外を經由して渡航する際における、次に掲げる経費（一泊あたり4,900円を補助上限とする。ただし、実費の2分の1の額が4,900円より低い場合は、実費の2分の1以内とする。）

(ア) 経済的に合理性が認められる場合における日本本土又は海外における宿泊料

(イ) 乗継時間の関係でやむを得ない場合に必要となる日本本土又は海外における宿泊料

ウ 交付要綱別表一海外販路拡大支援のなお書きに該当する場合、海外渡航に要する本条第1項第1号(1)の経費とし、日本本土への移動費及び日本本土内での移動費、日本本土での宿泊費など、別用務に要した経費を除くものとする。

(2) 販売促進に係る経費

ア イベントもしくは実演販売のために必要な調理等を行う者の派遣にかかる経費

イ イベントに集客を図る目的で演舞等を行うパフォーマー、著名人の派遣にかかる経費

3 航空賃の額は、旅行先の区分に応じた別表1の単価による。但し、航空賃実費が単価を下回る場合、実費を上限とする。

4 海外での宿泊料は、旅行先の区分に応じた別表1の単価による。但し、宿泊料実費が単価を下回る場合、実費を上限とする。

なお、補助対象となる宿泊は、商談や見本市等に参加し活動を行った日とする。

5 販売促進員及び通訳に係る人件費は各地域の相場に基づき別表2の額又は実費のいずれか低い方を補助上限額とする。

(補助対象外経費)

第5条 補助事業の対象となる目的外をかねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

3 交付要綱第5条第1項第2条で規定する地域における前条第1項第5号で規定する人件費については、補助対象外とする。

4 国際観光旅客税は補助対象外とする。

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 初回申請時のみ必要となるもの

ア 申請者の履歴事項全部証明書(写し可)

イ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

ウ 国税納税証明書(法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

エ 誓約書・確認書(別紙1-1)

オ 年間計画書(別紙1-2)

(2) 申請の都度必要となるもの

ア 会社概要(別紙2)

イ 企画書(別紙3)

ウ 収支計算書(別紙4)

エ 収支計算書内訳(別紙4-1)

オ 上記に係る見積書等

2 設立1年未満の県内事業者等による申請

決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。

(1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。

(2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス)等

3 個人事業主の証明書類

法人の「履歴事項全部証明書」に類する証明書類として、次に掲げるものとする。

- (1) 国税事務所が発行する確定申告書
- (2) 個人事業者の所在地が確認できる住民票
- (3) 前2号に掲げるもの以外で、証明書類として認められるもの

4 海外流通事業者による申請

海外流通事業者による申請の場合は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 営業許可証
- (2) 決算書（直近1年分）
- (3) 銀行口座（写）

5 4月の申請において、補助対象事業の開始までの期間が交付要綱に定める日に満たない場合、100万円以上の規模の大きいイベント等は、審査期間を考慮して開始日を申請日から起算して15日後以降に設定すること。

6 交付要綱別表1一海外販路拡大支援のなお書きに該当する場合の1回の渡航は30日以内であることとし、それ以上の事業期間はいかなる場合も認めない。なお、この場合の出発地及び到着地を沖縄県とする。

（実績報告）

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙4）
- (2) 収支計算書内訳（別紙4-2）
- (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
- (4) 成果報告書（別紙5）
- (5) 売上・成約実績表（別紙5-1）
- (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- (7) その他参考となる書類

2 交付要綱別表1一海外販路拡大支援要件のなお書きに該当する場合における交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業実施期間中に沖縄県内に居住していることを証明するため、補助事業終了後に取得した住民票（写）
- (2) 沖縄から日本本土へ移動したことを証明する航空券（写）等、日本本土から海外への渡航費及び国内での宿泊料が確認できる明細。
- (3) 前2号のいずれかでも提出できない場合、補助対象としない。
- (4) その他参考となる書類

（経費の計算）

第8条 経費は、最も経済的な方法により事業を実施した場合の経費により計算する。

(為替レート)

第9条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点における為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(送金手数料)

第10条 海外流通事業者の申請に係る補助金受取手数料は、申請者の負担とする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

別表1（第4条関係）

運賃単価（往復分及び宿泊単価）

（単位：円）

	運賃単価 （往復分）	宿泊単価 （1泊）
香港（マカオ）	42,000	6,000
中国	32,000	3,000
台湾	25,000	5,000
韓国	31,000	6,000
タイ	39,000	6,000
シンガポール	54,000	8,000
マレーシア	95,000	6,000
その他B	37,000	3,000
その他C	130,000	9,000

※その他B…交付要綱第5条第1項第2号アで定める地域

※その他C…交付要綱第5条第1項第2号イで定める地域

別表2（第4条関係）

		香港 (HKD)	中国 (CNY)	台湾 (TWD)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)
販売 促進 員	補助対象 上限額	560	410	1,800	150,000	2,000	120	120
	補助 上限額 (1/2)	280	205	900	75,000	1,000	60	60
通 訳	補助対象 上限額	1,200	600	3,000	200,000	8,000	700	800
	補助 上限額 (1/2)	600	300	1,500	100,000	4,000	350	400

※上記金額は、日給（8時間労働計算）とする。